

入札参加者心得

- 1 入札希望者は、図面等及び本心得を熟読のうえ入札すること
- 2 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を係員に提出すること。
- 3 入札は所定の入札書により封書して入札日時に提出しなければならない。
- 4 入札保証金は免除に該当する場合を除き納付する。
- 5 提出した入札書は、その理由いかんにかかわらず、書き換え、引き替え又は撤回を行うことができない。
- 6 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札者の押印のない入札書によるもの。
 - (2) 記載事項を訂正した場合において、その個所に押印のない入札書によるもの。
 - (3) 押印された印影が明らかでない入札書によるもの。
 - (4) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの。
 - (5) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの。
 - (6) 1人で2通以上の入札書を提出したもの。
 - (7) 2人以上の者の代理をした者がしたもの。
 - (8) 本心得に違反するもの。
 - (9) 入札金額見積内訳書を提出しないもの又は不備な入札金額見積内訳書を提出したもの。
 - (10) 談合その他不正行為があったと認められる入札。
- 7 開札は、入札終了後、直ちに入札者の面前で行う。
- 8 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは直ちに、再度の入札を行う。ただし、再度の入札をしても、なお、落札となるべき価格の入札がないときは、入札を中止するがこの場合異議を申し立てることはできない。
- 9 入札は、予定価格の範囲内で最低のものをもって落札者とする。
ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは直ちに、くじ引きによって落札者を定める。
- 10 入札書に記載する金額は、消費税を含まない金額とする。